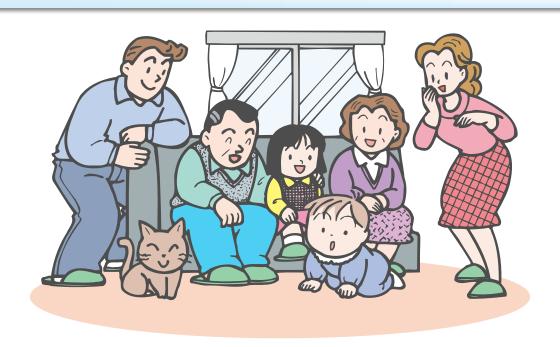
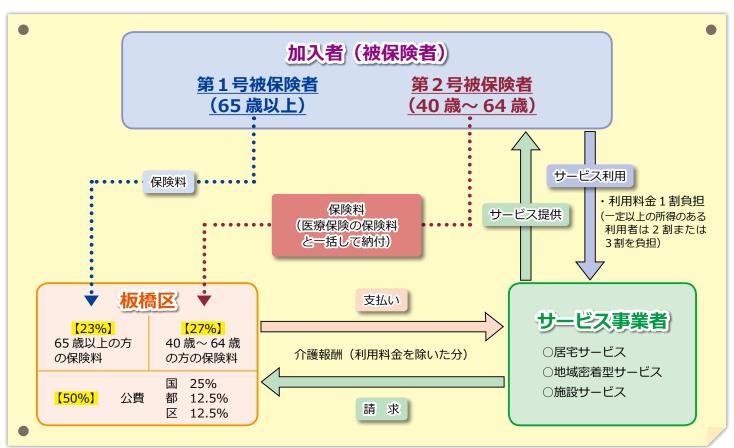
# 第7期

# 平成 30(2018)~平成 32(2020)年度 板橋区介護保険事業計画2020のお知らせ



# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、区市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方(被保険者)が保険料を納め、介護や支援が必要であると認定されると、費用の一部を負担してサービスを利用することができます。



## 板橋区の地域課題の分析・目標設定・重点的な取組み

#### ■地域課題の分析

①ひとり暮らし高齢者世帯の割合(ひとり暮らし高齢者世帯数÷全ての世帯数)

国勢調査	平成 22 年	平成 27 年
全 国	9.2%	11.1%
板橋区	10.9%	12.5%



ひとり暮らし高齢者世帯の割合は増加してきており、 板橋区は全国平均と比較すると割合が高いことが分かり ます。今後もその割合は増加することが予測されます。

#### ②在宅療養へのニーズ

東京都「健康と保健医療に関する世論調査」(平成 28 年 10	0月)
長期の療養が必要になった場合、自宅で療養を続けたい	32.2%
上記のうち「実現は難しいと思う」	54.7%

#### 東京都地域医療構想(平成 28 年 7 月)

在宅療養を希望する患者や、認知症をはじめ複数の疾患を抱えながら地域で生活する方の増加が予想されるなかで、自宅で療養を続けたいが実現は難しいと感じている都民が多い

③認知機能障がいの可能性がある高齢者の割合

東京都「認知症高齢者数等の分布調査」(平成29年3月)

65 歳以上の人口の 13.8% が認知症高齢者と推計されている

板橋区「介護保険ニーズ調査 調査結果報告書」(平成29年3月)

元気高齢者の6人に1人にあたる約16.3%が認知機能の障がいの可能性があるとされている

自宅で療養を続ける在宅療養へのニーズは都民の約3割を占めています。そのうち、約半数の方が実現は難しいと感じています。今後も在宅療養へのニーズは増加することが予測されます。

認知機能障がいの可能性がある元 気高齢者の割合は、板橋区において 推計で1割強となっています。高齢 者人口の増加に伴い、その数は今後 増加することが見込まれます。

#### ■地域課題に対する目標の設定と重点的な取組み

【目標①】ひとり暮らし高齢者への見守り体制の拡充及び社会参加の促進

- i 高齢者見守りキーホルダーの普及
- ii 生活支援体制整備事業の実施
- iii 住民運営による通いの場の立ち上げ・継続支援
- iv 介護予防プラス出前講座の実施
- v 住民主体の通所型サービスの拡充

【目標②】在宅療養を支援するための医療・介護関係者の連携強化

- i 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ii 地域ケア会議の充実

【目標③】認知症予防の推進及び認知症高齢者の早期把握と適時・適切な支援

- i 認知症初期集中支援事業の拡充
- ii もの忘れ相談の開催
- iii 短期集中通所型サービスの実施



# 高齢者数・要介護(要支援)認定者数・認知症高齢者数の推移と将来推計







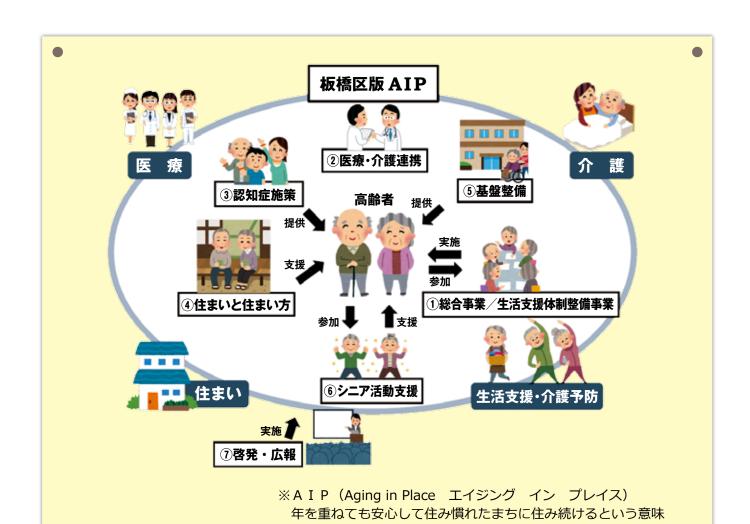
## 板橋区版 AIP の推進

ひとり暮らし高齢者の増加とその社会的孤立、認知症高齢者の増加、介護家族の負担増、医療・介護職の人材不足等の多くの問題に対して、地域社会全体でどのように取り組んでいくかが大きな課題となっています。

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざし「板橋区版 AIP」として、次の7つの分野の重点事業に取り組みます。

#### ■ 7つの分野の重点事業

重点分野項目		事業内容		
1	   総合事業/生活支援体制整備事業 	<ul><li>▶ 総合事業のサービス提供体制の充実</li><li>▶ 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり</li></ul>		
2	医療・介護連携	<ul><li>▶ 医療・介護・障がい福祉連携MAPシステムの作成</li><li>▶ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築</li></ul>		
3	認知症施策	<ul><li>▶ 認知症高齢者支援体制の拡充と地域の仕組みづくり</li><li>▶ 医療・介護につながる体制構築</li></ul>		
4	住まいと住まい方	<ul><li>▶ 良質な住まいの確保</li><li>▶ 見守り体制の拡充</li></ul>		
5	基盤整備	▶ 地域密着型サービスの基盤整備		
6	シニア活動支援	<ul><li>▶ 地域の「支え合い」の担い手づくり</li><li>▶ 活動を通じた虚弱化(フレイル)の防止</li></ul>		
7	啓発・広報	<ul><li>▶ A I P広報紙「住ま居る ~ いつまでも笑顔で ~」の配布</li><li>▶ A I P総合案内ページ(公式ホームページ)の充実</li></ul>		



(出典:東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」)

## 第7期介護保険料基準額(月額)5,940円

# 第7期(平成30年度~平成32(2020)年度)の所得段階別介護保険料

第7期					(参考) 第6期	
段階	対象者	料率	年間保険料 (単位:円)	料率	年間保険料 (単位:円)	
1	<ul><li>・生活保護を受給の方</li><li>・老齢福祉年金受給の方で、世帯全員が住民税非課税の方</li><li>・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額</li><li>+課税対象年金収入額が80万円以下の方</li></ul>	0.45 32,000 (0.5) (35,600)		0.45 (0.5)	29,000 (32,200)	
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額 +課税対象年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	0.7 49,800		0.7	45,100	
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額 +課税対象年金収入額が 120 万円を超える方 (本人が住民税未 申告の方を含む)			0.75	48,400	
4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本 人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以 0.9 64,100 下の方		0.9	58,100		
5	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本 人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円を 超える方(本人が住民税未申告の方を含む)	1.0	71,200	1.0	64,500	
6	<ul><li>・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 125 万円未満の方</li><li>1.15</li><li>81,900</li></ul>		1.2	77,400		
7	本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方1.25		1.25	80,700		
8	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	1.45 103,300		1.45	93,600	
9	本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 300 万円以上 100 万円未満の方 <b>1.65 117,600</b>		1.7	109,700		
10	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 400 万円以上 550 万円未満の方	1.85	131,800	1.8	116,200	
11	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 550 万円以上 700 万円未満の方	2.05	146,100	1.95	125,800	
12	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	2.25	160,300	2.1	135,500	
13	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の方	2.65	188,800	2.5	161,400	
14	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が 1,500 万円以上 の方	3.15	224,500	3.0	193,600	

<sup>※</sup> 第1~第5段階では、合計所得金額がマイナスの場合、同金額を0円と置き換えます。

<sup>※</sup> 上表の第1段階のカッコ内は、公費による保険料軽減を実施する前の料率・年間保険料を表しています。

<sup>※</sup> 上表の第1~第3段階は、政令改正により、さらなる公費による保険料軽減を実施する予定です。

 $<sup>\</sup>times$  介護保険法施行令の改正に伴い、平成 30 年 4 月より、段階の判定に関する基準となる合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることになります。さらに、第  $1 \sim$  第 5 段階では、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることになります。